

に聴く 弁護士



弁護士 西脇明典

判例から見る 労働トラブルの 防止対策

63

店主は「労働者」か



1、企業において、労

題はない。

加盟者は、事業会社と

労働組合から団体交渉を
申し入れられ、それに対

応しなければならないこ
とがあることは、よく知
られている。これに対し、

商品開発は事業会社、消

費者への販売は加盟店と、

そのぞれの役割が明らか
である一方、事業会社は、
出店を計画し、加盟店の
存在、その稼働力なくし
て事業展開ができる形
態であるのがフランチャ
イズ（以下、FC）事業
である。こうした関係に
ある中、再契約の問題な

がある。
初審（岡山県と東京都
の労働委員会。事業会社
が異なり、団交議題も異
にする別案件）は、加盟
者は事業遂行に不可欠な
労働力として事業に組み
入れられており、労働組
合上の「労働者」に当
たるとして、団体交渉に
交渉を拒否することに問

れるものでない、さらに
加盟者は労務供給の対価
として報酬を受けていな
い、としている。

どに関する団体交渉を申
し入れられた場合、事業
会社は応諾しなければな
らないか、という現代的
な問題である。

応諾するよう命じた。こ
れに対し、中央労働委員
会は、平成31年3月15日、
事例判断ではあるが、団
体交渉拒否（労組法第7
条2号）には当たらない
と判断した。

3、FCのみならず、
今では、フリーランスや
独立事業者など、多種多
様な働き方・関与がある。
これらの者と相手方企業
との関係は、経済法の分
野で議論がされてはいる
ものの、社会の実相をみ
れば、複雑で変動しがち
であり、生じた問題ごと
に個別判断が求められる。
また、問題が生じてから
検討するのでは、関係修
復をより困難にしてしま
うことも予想される。そ
うすると、関係を始める
契約当初（契約書の内
容を含む）、ランニング段
階から、双方、注意を払う
ことが求められる。予測
が困難な関係であればあ
るほど、その要請は高い
といえるであろう。

（西脇法律事務所所長・
元愛知労働局紛争調整委
員）

いて、店舗経営という事
業活動の態様を規定し、
加盟店主の労働条件を定
めているものではない、
事業会社による契約内容
の一方的決定は労働組合
法上の労働者性を根拠付

